

佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務入札説明書

(年末調整及び認定事務関連)

〈 入 札 説 明 書 〉

佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務入札説明書

- ・ 質問書（別記様式１）
- ・ 競争入札参加資格確認申請書（別記様式２）
- ・ 入札責任者届（別記様式３）
- ・ 入札書（別記様式４）
- ・ 委任状（別記様式５）
- ・ 入札辞退届（別記様式６）
- ・ 営業概要書（別記様式７）
- ・ 同種かつ同規模の契約履行実績調書（別記様式８）

別 添

- 1 佐賀県総務事務に係る労働者派遣に関する仕様書（年末調整及び認定事務関連）
- 2 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

※ 附属書類の記載内容の無断転載及び本入札以外の目的で使用することを禁止する。

佐 賀 県

入 札 説 明 書

この入札説明書は、佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務に関する入札の執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を公告に補足するかたちで記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出されるようお願いします。

1 公告日 令和7年8月4日（月）

2 入札手続きに関する事項

（１） 入札説明書等に対する質問書の受付等

ア 受付期間は、令和7年8月4日（月）から令和7年8月8日（金）までの午前8時30分から午後5時までとし、別記様式1により、公告3（1）のメールアドレスで随時受け付ける。

イ 回答（質問内容含む）は、令和7年8月13日（水）午後5時以降に公告（2）の佐賀県ホームページに掲載する。

ただし、回答日時以前において、競争入札参加資格確認申請を行うためにどうしても必要と判断した質問があった場合については、その時点の競争入札参加資格確認申請者及び質問書提出者全てに電子メールにより回答を行う。

ウ 受付期間以外の質問は原則受け付けない。

ただし、受付期間以後において、入札を行うためにどうしても必要と判断した質問があった場合については、入札参加資格者全てに電子メールにより回答を行う。

（２） 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、公告3（3）イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書（別記様式2）に次に掲げる資料等を添付（ただし、下記（オ）については、国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しているときのみ提出とする。）のうえ、公告3（1）まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

（ア） 労働者派遣法第5条に規定する労働者派遣事業の許可を受けていること（労働者派遣法附則第3条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可等に関する経過措置又は同附則第6条第1項に規定する特定労働者派遣事業に関する経過措置に該当する者も含む。）を証する書類

（イ） 入札責任者届（別記様式3）

- (ウ) 営業概要書（別記様式 7）
- (エ) 会社・法人概要書（パンフレット・定款等）
- (オ) 同種かつ同規模の契約履行実績調書（別記様式 8）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 7 年 9 月 3 日（水） 午前 10 時～

入札にあたり、「入札書」（別記様式 4）を持参または郵送の上、提出すること。
また、当該入札に係る権限を代理人に委任する場合は、「委任状」（別記様式 5）を入札の際に、提出すること。

（入札を郵送で行う場合は、書留郵便とし、二重封筒としたうえで入札書を中封筒に入れ密封し、当該中封筒の封皮には氏名等を記載して、令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時までに公告 3（1）に必着とする。また外封筒には「佐賀県総務事務に係る労働者派遣事業入札書在中」と朱書きすること。）

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内一丁目 5 番 14 号
旧自治会館 11 号室

3 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成の要否
要
- (3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (5) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則の定めるところによる。
- (6) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書について、本件手続以外の目的に供してはならない。
- (7) 契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があり、これに違反した場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。
- (8) 派遣事務に従事する者又は従事していた者が、当該派遣事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、法律上の罰則規定（個人情報の保護に関する法律第 176 条及び第 180 条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（同法律第 184 条）に基づき処罰されることがある。
- (9) 本件に係る質問については、「質問書」（別記様式 1）による。